

(写)

25文科生第342号
平成25年9月10日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省生涯学習政策局長
清 木 孝 悦

(印影印刷)

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）の施行について（通知）

このたび、「公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令」が平成25年文部科学省令第25号として、平成25年9月10日に公布され、平成26年4月1日から施行されることになりました。

これは、先の第183回国会において成立し、平成25年6月14日に公布（平成26年4月1日施行）された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号。以下「第3次一括法」という。）により、社会教育法の一部改正が行われ、これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱の基準が削除されるとともに、当該委嘱の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴い、参酌すべき基準を定めるものです。

省令の概要は下記のとおりですので、十分御了知の上、条例の制定などに当たり適切な事務処理をお願い申し上げます。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

記

1 公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令

【施行期日：平成26年4月1日】

第3次一括法の施行に伴い改正される社会教育法（昭和24年法律第207号）第18条において、文部科学省令で定めることとされた社会教育委員の委嘱の基準について、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとした。（第1条）

【本件連絡先】

文部科学省生涯学習政策局社会教育課法規係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL: 03-5253-4111（内線：2973）
03-6734-2977（直通）
FAX: 03-6734-3718
E-mail: syakai@mext.go.jp

(参考)

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表
○公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令 (平成二十三年十二月一日文部科学省令第四十二号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令</p> <p>(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)</p> <p>第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。) 第十八条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。</p> <p>(公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)</p> <p>第二条 法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。</p>	<p>公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令</p> <p>(新設)</p> <p>社会教育法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。</p>